

66—07 T

商標登録異議の申立てと審判との関係

1. 登録異議の申立てと無効審判

(1) 無効審判と登録異議の申立てが同時係属した場合の審理

ア 無効審判と登録異議の申立てが同時に同じ登録（指定商品又は指定役務全部又は一部が同じ場合）について係属した場合には、原則として登録異議の申立ての審理を優先して行う。

イ 登録異議の申立ての審理に際し、無効審判手続が既に進行しており無効審判が早期に結審できるとき、又は商標権者・無効審判請求人において当該商標登録に係る紛争が存在し無効審判の迅速処理を求めているとき等であって、合議体が適切と認める場合は無効審判を優先して審理することができる。

(説明)

(ア)登録異議の申立てと無効審判とは種類の異なる手続であることから、併合して審理することはできない。

(イ)同じ登録についての登録異議の申立てと無効審判が同時に係属した場合、これらを並行して審理するという考え方もあり得るが、両者を並行して審理すると、

a 商標権者にとってみると、同時期に両手続に対応する必要が生じること、

b 両手続の一方が無効（取消）となる場合は、他方については本案審理する必要がなく、特許庁及び商標権者に無用な負担が生じること、

c 同一理由・同一証拠に基づき両手続が行われている場合に、矛盾した結果が生じることは望ましくないことから、一方を優先して審理するのが適切である。

(ウ)登録異議申立制度と無効審判制度とを比較すると、

- a 登録異議申立制度においては、登録異議の申立てがあっても取消理由がないと判断されるときは直ちに登録維持の決定がされること、
- b 無効審判においては、弁駁書が提出されるケース、及び理由・証拠が時出できることから再答弁がされるケースが多いのに対し、登録異議申立てにおいてはこれらのケースが比較的少ないと予想されること、
- c 登録維持の決定に対しては不服を申し立てることができないことから、登録異議の申立てにおける決定の方が無効審判における審決よりも一般的には早く確定するものと考えられる。

(エ)他方、時期的にみると、登録異議の申立てについての方式が完備するまでに相当の期間を要したとき等には、登録異議の申立てへの審理着手の際に無効審判について早期に終結できる場合もあり得る。このような場合であって、合議体が適切と判断するときは、無効審判を優先して審理することが適切である。

(オ)また、商標権者が、当該商標登録に係る紛争が存在し無効審判の迅速処理を求める場合等には、無効審判を優先的に審理することが適切な場合もあり得る。

(カ)したがって、両手続が同時に係属した場合には、原則、登録異議の申立ての審理を優先することとし、無効審判手続が進行しており早期に結審できる場合等であって合議体が適切と認める場合には、これを優先して審理することとする。

(2) 具体的取扱い

ア 無効審判について早期に結審できる場合

登録異議の申立ての審理にあたって、無効審判について早期に結審できる場合は、先に無効審判について審決する。この場合、登録異議の申立ての審理は、

(ア)登録を無効とする審決の場合、原則として審決の確定を待って行う。

(イ)審判請求を不成立とする審決の場合、原則として審決の確定を待たずに行う。

イ 無効審判の優先処理を求められた場合

商標権者が、当該商標登録に係る紛争が存在し、無効審判を先に審理するよう主張しており、合議体が適切と認める場合には、無効審判を優先して審理する。

ウ 上記ア、イ以外の場合は、原則として無効審判の手続を中止し、登録異議の申立てを優先して審理し、確定後に無効審判の審理を続行する。

(3) 手続の中止（→26—01の6.）

（根拠規定）

商 § 43の15、商 § 56①→特 § 168①（訴訟との関係）

審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

ア 無効審判又は登録異議の申立てのいずれか一方の審理を優先したときは、必要に応じて他方の手続を中止する（商 § 43の15、商56①→特 § 168）。

中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられている（東高判昭23.5.28（昭22（オ）11））。

また、中止申立権を認めたものではない（大判昭13.11.28（昭13（オ）1270））。

イ 手続の中止を行う場合は、中止通知書を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

手続の中止を解除する場合は、中止解除通知書を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

ウ 中止通知書に対し、商標権者、登録異議申立人及び参加人から中止の判断についての意見が上申書等で提出された場合は、これを考慮する。

2. 登録異議の申立てと取消審判

(1) 登録異議の申立てと取消審判の同時係属

登録異議の申立てが係属している場合であっても、商標権者若しくは専用使用権者又は通常使用権者による不正使用による取消審判（商 § 51、商 § 53）、

類似商標の分離移転に係る登録商標の混同による取消審判（商§52の2）又は代理人・代表者による登録の取消審判（商§53の2）の請求はできる。

なお、不使用取消審判（商§50）は、設定登録後3年経過しないと請求できない。

(2) 登録異議の申立てと取消審判とが同時係属した場合の審理

同じ登録についての登録異議の申立てと取消審判とが同時に係属した場合には、登録異議の申立てによる取消の確定決定と上記取消審判による取消の確定審決とでは商標権の消滅時期（登録異議の申立てによる取消確定の決定：商§43の3③、取消審判による取消の確定審決：商§54）が異なることを考慮して、原則、登録異議の申立ての審理を優先して行う。

ア この場合に取消審判は、その手続を中止し、登録異議の申立ての審理が終了し登録異議の申立てについての決定が確定した後取消審判の手続の中止を解除し再開する。

イ 登録異議の申立てについての決定があった場合

取消審判の審理は、当該登録異議の申立てについての決定が、

(ア)登録を取消す決定の場合は、決定の確定を待って行う。

(イ)登録を維持する決定の場合は、直ちに行う。

(改訂H27.2)